

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 告 示

○道路の供用開始(四件)

(道路課) 一

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(消防課) 二

## 告 示

○宮城県告示第六百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年八月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                                   | 供用開始年月日        |
|-------|-------|---|----------------|
| 県道    | 河南築館線 | 栗原市築館字照越大ケ原七八番二地先から<br>同市築館字照越大ケ原七八番二地先まで | 令和四年<br>八月二十六日 |

○宮城県告示第六百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年八月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土

土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                                  | 供用開始年月日        |
|-------|-------|--|----------------|
| 県道    | 若柳築館線 | 栗原市若柳字川南川原前無番地先から<br>同市若柳字川南新街道下五〇四番地先まで | 令和四年<br>八月二十九日 |

○宮城県告示第六百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年八月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                           | 供用開始年月日       |
|-------|-------|-----------------------------------|---------------|
| 県道    | 大島浪板線 | 気仙沼市大初平一八番二地先から<br>同市大初平一六七番二地先まで | 令和四年<br>八月三十日 |

○宮城県告示第六百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年八月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始の区間                            | 供用開始年月日       |
|-------|-------------|------------------------------------|---------------|
| 県道    | 釜谷大須雄<br>勝線 | 石巻市長面字江畑五番一ニ地先から<br>同市尾崎字弘象九番二地先まで | 令和四年<br>九月十五日 |

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
令和四年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 防災ヘリコプターに係る十年目点検及び耐空証明検査等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 復興・危機管理部消防課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和四年七月十五日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北エアサービズ株式会社 岩沼市下野郷字新拓百九十
- 五 契約金額 三億八千三百三十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当